

別紙様式第 2 （第 2 (2) 及び(5)関係）

特定随意契約の公表

○契約申込期限前

公表事項		内 容
契約の対象区分		地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号に係る特定随意契約
契約 の 内 容	役務の概要	鳥取市河原町総合支所芝生維持管理委託業務
	規格・品質等	庭の芝生（798.0 m ² ）の除草、刈り込み、施肥 植込み（76.0 m ² ）の除草、低木の刈り込み
	数量等	除草 3 回／年、刈り込み、施肥 1 回／年
	履行場所	鳥取市河原町総合支所(鳥取市河原町渡一木 2 7 7 番地)
	履行期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 1 2 月 3 1 日まで
契約締結予定日		令和 7 年 4 月 1 日（火）
契約担当職員が特に必要と認める事項		(1) 定期的、継続的に業務を行えること (2) 業務手順の変更があった場合に柔軟に対応できること (3) 本市に業務実施後に業務実績報告が行えること (4) 契約締結内容に記載のない事項は、本市と協議の上決定すること
契約申込みの申請先		鳥取市河原町総合支所地域振興課（鳥取市河原町渡一木 2 7 7 番地） 電話 0 8 5 8－7 1－1 7 2 2 FAX 0 8 5 8－8 5－0 6 7 2
契約申込みの期限		令和 7 年 3 月 1 8 日（火）
契約の相手方の決定方法及び選定基準		(1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号に規定された者であること (2) 契約担当職員が特に必要と認める事項を確実にかつ適切に行える見込みがあること (3) 本市の予算額の範囲で業務遂行できること (4) 特定随意契約参加申込書を本市に提出し、本市の審査に適合すること

○契約締結後

公表事項		内 容
契約締結日		令和 7 年 4 月 1 日
契約の相手方の名称		特別非営利活動法人 一步の会あゆみ工房
契約金額		1 7 0, 0 0 0 円
契約の相手とした理由		鳥取市優先調達の推進を図るための方針による。またこれまでの実績により確実に業務の遂行が期待できるため。